

重要事項説明書

介護老人保健施設たきざわ 通所リハビリテーションのご案内

1. 事業者（施設）の概要

事業者(施設)の名称	医療法人社団松誠会 介護老人保健施設たきざわ
ご利用事業所の名称	介護老人保健施設たきざわ 通所リハビリテーション
事業者及び事業所の所在地	岩手県滝沢市鶴飼笹森 42 番地 2
管理者(職・氏名)	施設長 川村隆枝
電話番号/FAX 番号	019-684-1154/019-613-3021
指定年月日	平成28年2月1日
事業所番号	0371600164
通常の事業実施区域	滝沢市・盛岡市

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画（介護予防にあっては介護予防通所リハビリテーション計画）を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
運営の方針	1 当施設では、通所リハビリテーション計画（介護予防にあっては介護予防通所リハビリテーション計画）に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行ない、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。 3 事業にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 提供するサービスの内容

通所リハビリテーション（又は介護予防通所リハビリテーション）は、病状が安定している要介護者等に事業者が設置する事業所に通っていただき、その方の能力に応じて自立した日常生活を営めるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、介護福祉士がリハビリテーションを行うことで心身機能の維持回復を図るサービスです。

- ①通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ②食事 昼食 11時45分～
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ④機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑤相談援助サービス

4. 通所リハビリテーションの職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・ 医 師				
・ 看護職員				
・ 薬剤師				
・ 介護職員				
・ 支援相談員				
・ 理学療法士				
・ 作業療法士				
・ 言語聴覚士				
・ 管理栄養士				
・ 介護支援専門員				
・ 事務職員				
・ その他				

5. 営業日時ならびに定員

営業日	月曜日から土曜日まで（第2・第3土曜日は休み） ただし、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時30分～午後3時45分まで
利用定員	40名（※土曜の営業日については定員20人）

6. 利用料金（利用者の負担額）

※平成27年8月サービス分からは負担割合証の負担割合の額となります。

7. 緊急時の対応

緊急の場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 非常災害対策

事業者は、当事業所の利用者の特性に応じて、マニュアルを作成しております。

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、自動通報装置、
 漏電火災警報機
- ・ 防災訓練 年2回

10. 苦情相談窓口

利用者又はその家族からの相談・苦情等に対応する窓口を設置しております。また、各市町村や岩手県国民健康保険団体連合会等にも窓口がございます。

(1) 当施設、利用者相談・苦情窓口（担当者）

相談・苦情受付窓口	支援相談員（電話 019-684-1154） 受付時間 毎週月曜～金曜（午前8時30分～午後5時）
-----------	--

(2) 当施設以外の市町村の相談・苦情窓口

受付先	住 所	電話番号
滝沢市健康福祉部高齢者支援課	滝沢市鶴飼中鶴飼 55	019-684-2111
盛岡市役所事業所指定係	盛岡市内丸 12-2	019-626-7562
岩手県国民県恋保険団体連合会	盛岡市大沢川原 3-7-10	019-604-6700

11. サービス利用料金

(通所リハビリテーションの場合)

令和6年6月改定

区分	サービス内容略称	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	備考
基本施設 利用料	要介護1	715円/回	1,430円/回	2,145円/回	6時間以上7時間未満(通常規模) 介護度により ※リハビリテーション提供体制加算 24円/回
	要介護2	850円/回	1,700円/回	2,550円/回	
	要介護3	981円/回	1,962円/回	2,943円/回	
	要介護4	1,137円/回	2,274円/回	3,411円/回	
	要介護5	1,290円/回	2,580円/回	3,870円/回	
	要介護1	622円/回	1,244円/回	1,866円/回	5時間以上6時間未満(通常規模) 介護度により ※リハビリテーション提供体制加算 20円/回
	要介護2	738円/回	1,476円/回	2,214円/回	
	要介護3	852円/回	1,704円/回	2,556円/回	
	要介護4	987円/回	1,974円/回	2,961円/回	
	要介護5	1,120円/回	2,240円/回	3,360円/回	
	要介護1	553円/回	1,106円/回	1,659円/回	4時間以上5時間未満(通常規模) 介護度により ※リハビリテーション提供体制加算 16円/回
	要介護2	642円/回	1,284円/回	1,926円/回	
	要介護3	730円/回	1,460円/回	2,190円/回	
	要介護4	844円/回	1,688円/回	2,532円/回	
	要介護5	957円/回	1,914円/回	2,871円/回	
	要介護1	486円/回	972円/回	1,458円/回	3時間以上4時間未満(通常規模) 介護度により ※リハビリテーション提供体制加算 12円/回
	要介護2	565円/回	1,130円/回	1,695円/回	
	要介護3	643円/回	1,286円/回	1,929円/回	
	要介護4	743円/回	1,486円/回	2,229円/回	
	要介護5	842円/回	1,684円/回	2,526円/回	
要介護1	383円/回	766円/回	1,149円/回	2時間以上3時間未満(通常規模) 介護度により	
要介護2	439円/回	878円/回	1,317円/回		
要介護3	498円/回	996円/回	1,494円/回		
要介護4	555円/回	1,110円/回	1,665円/回		
要介護5	612円/回	1,224円/回	1,836円/回		
要介護1	369円/回	738円/回	1,107円/回	1時間以上2時間未満(通常規模) 介護度により	
要介護2	398円/回	796円/回	1,194円/回		
要介護3	429円/回	858円/回	1,287円/回		
要介護4	458円/回	916円/回	1,374円/回		
要介護5	491円/回	982円/回	1,473円/回		
入浴	入浴介助加算(Ⅰ)	40円/回	80円/回	120円/回	入浴介助を行った場合
リハビリ	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) (6か月以内)	560円/月	1,120円/月	1,680円/月	多職種で実施計画作成し定期的に記録評価実施。
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) (6か月以降)	240円/月	480円/月	720円/月	多職種で実施計画作成し定期的に記録評価実施。
	上記加算にて医師が説明し同意を得た場合。	270円/月	540円/月	810円/月	
	退院時共同指導加算	600円/回	1,200円/回	1,800円/回	
	リハビリテーション提供体制加算	※備考欄参照	※ ×2	※ ×3	3時間以上の利用でリハビリ専門職を人員基準を超えて配置し、リハビリを行った場合
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/回	220円/回	330円/回	集中的にリハビリテーションを行った場合
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/回	44円/回	66円/回	介護福祉士70%以上配置した場合。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/回	36円/回	54円/回	介護福祉士50%以上配置した場合。
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	×8.6%	×8.6%	×8.6%	介護職員処遇を改善している場合。
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	×8.3%	×8.3%	×8.3%	介護職員処遇を改善している場合。
	感染症災害発生時による平均利用者数の減少	基本料金×3%	基本料金×3%	基本料金×3%	前年度平均と比べ利用者数が5%以上減少している場合。
送迎減算(片道につき)	-47円	-94円	-141円	送迎を行わなかった場合	
食費	昼食費(おやつ代含む)		710円/回		食材料費等

(介護予防通所リハビリテーションの場合)

区分	サービス内容略称	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	備考	
基本施設 利用料	要支援1	2,268円/月	4,536円/月	6,804円/月	基本料金。	
	要支援2	4,228円/月	8,456円/月	12,684円/月		
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88円/月	176円/月	264円/月	介護福祉士70%以上配置した場合。
		要支援2	176円/月	352円/月	528円/月	介護福祉士70%以上配置した場合。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	72円/月	144円/月	216円/月	介護福祉士50%以上配置した場合
		要支援2	144円/月	288円/月	432円/月	介護福祉士50%以上配置した場合

	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	×8.6%	×8.6%	×8.6%	介護職員処遇を改善している場合。
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	×8.3%	×8.3%	×8.3%	介護職員処遇を改善している場合。
	長期間利用による基本料金の減算（要支援1）	120 円/月	240 円/月	360 円/月	利用開始月より 12 カ月を超える場合。
	長期間利用による基本料金の減算（要支援2）	240 円/月	480 円/月	720 円/月	利用開始月より 12 カ月を超える場合。
	感染症災害発生時による平均利用者数の減少	基本料金×3%	基本料金×3%	基本料金×3%	前年度平均と比べ利用者数が 5%以上減少している場合。
食 費	昼食費（おやつ代含む）	710 円/回			食材料費等

（支払い方法）

- ・通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用の際の利用料金は、月末締めで翌月の一括払いとなります。
- ・お支払いいただきますと領収書を発行致します。